(2)　第34条第２項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受けた場合はその旨 (3)　その他必要な事項 5　［略］	［新設］
様式第21（第36条関係） ［略］	5　［略］ **様式第21**（第36条関係） ［略］
備考　1～3　［略］ 4　備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。 (1)　第34条第２項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨 (2)　その他必要な事項	［新設］
様式第22（第36条関係） ［略］	**様式第22**（第36条関係） ［略］
備考　1～3　［略］ 4　備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。 (1)　第34条第２項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨 (2)　その他必要な事項	［新設］
様式第34（第49条関係） ［略］	**様式第34**（第49条関係） ［略］
備考　1～3　［略］ 4　備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。 (1)　第34条第２項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨 (2)　その他必要な事項 5　［略］	備考　1～3　［略］ ［新設］ 4　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（電気事業法施行規則の一部改正）

第八条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第七十三条の六　法第五十一条第三項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。 ただし、災害その他やむを得ない事由により当該時期に法第五十一条第三項の審査（以下「使用前安全管理審査」という。）を受けることが困難であるときは、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が当該事由を勘案して定める時期に受けなければならない。 一　前回の法第五十一条第七項の通知（以下この条において単に「通知」という。）において、使用前自主検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であって、前回の使用前安全管理審査に係る使用前自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に第七十三条の三第一号及び第三号の工事の工程において行う使用前自主検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から三年三月を超えない時期 二・三　［略］ **第七十三条の六の二～第九十四条**　［略］ **第九十四条の二**　定期事業者検査は、次に掲げる時期に行うものとする。 一～五　［略］ 2　次に掲げる場合にあっては、第一項の規定にかかわらず、経済産業大臣又は特定電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安	**第七十三条の六**　法第五十一条第三項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。 一　前回の法第五十一条第七項の通知（以下この条において単に「通知」という。）において、使用前自主検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であって、前回の法第五十一条第三項の審査（以下「使用前安全管理審査」という。）に係る使用前自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に第七十三条の三第一号及び第三号の工事の工程において行う使用前自主検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から三年三月を超えない時期 二・三　［略］ **第七十三条の六の二～第九十四条**　［略］ **第九十四条の二**　定期事業者検査は、次に掲げる時期に行うものとする。 一～五　［略］ 2　次に掲げる場合にあっては、第一項の規定にかかわらず、経済産業大臣又は特定電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安